

稲沢市立丸甲小学校 学校いじめ防止基本方針（概要版）

◎ いじめ防止についての基本的な考え方

平成31年4月

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。本校は、いじめは、全ての児童に関係する問題ととらえ、教職員が日頃からわずかな兆候も見逃さないように努め、いじめ問題が発生した場合は学校全体で迅速かつ組織的に対応していきます。

「稲沢市立丸甲小学校 学校いじめ防止基本方針」の概要を以下に示します。

いじめの防止等に関する具体的な取り組みについて

〈未然防止の取り組み〉

- ・ 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりに努めます。
- ・ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努めます。
- ・ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動や異学年交流を推進し、命を大切にすることと相手を思いやる心の醸成を図ります。
- ・ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導します。
- ・ 児童に関する情報交換会を定期的に行い、共通理解を図り、児童の側に立った温かい指導に心がけます。

〈早期発見の取り組み〉

- ・ 日頃から児童の様子をよく見守り、表情や様子に異変がないかを把握します。
- ・ いじめに関するアンケートや教育相談、通学班長会を定期的に行い、児童の小さなサインも見逃さないように努めます。
- ・ 教師と児童の温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。
- ・ 必要に応じていじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が悩みを相談しやすい環境を整えます。
- ・ 全ての教職員がいじめに対する共通理解のもと、適切に対応できるよう、校内研修等を実施し、指導力の向上をめざします。

〈いじめに対する措置〉

- ・ いじめの発見・通報を受けたら、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応します。
- ・ 被害児童を守り通すという姿勢で対応します。
- ・ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行います。
- ・ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係諸機関との連携のもとで取り組みます。
- ・ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを行います。
- ・ いじめが「解消している」場合でも、日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努めます。
- ・ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行います。

〈重大事態への対応〉

重大事態が発生した場合は、迅速かつ組織的に対応するとともに、教育委員会への報告や当該事態の調査、子どものケア等を最優先に重大事態の解決に向けて取り組みます。

〈学校の取り組みに対する検証・見直し〉

「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止のための取り組みの改善を図ります。